

独立行政法人自動車事故対策機構
平成 1 9 年度業務実績評価調書

平成 2 0 年 8 月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）組織運営の効率化 業務量が比較的小さい支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 （1）組織運営の効率化 顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、 管理体制のスリム化 支所業務のあり方、合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。 （業務実績報告書P1参照）	3	管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、18年度末比で7.7%（15人）の削減を行っており、整理合理化計画において管理職の削減を定めたことも踏まえた的確な取り組みと認められる。 また、主管支所に被害者援護業務、企画・安全マネジメント業務をそれぞれ主務とする専任のマネージャーを置き、主管支所の機能を整備するとともに、支所において業務実態に対応した職員配置とすべく各支所ごとの業務に応じた組織の見直しを行った（見直し後の実施時期は20年4月）。	
（2）人材の活用 業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	（2）人材の活用 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。 （業務実績報告書P2参照）	3	事故防止の分野において、産業カウンセラーの資格取得者11名を新たに加え、全国的に適性診断業務に従事する職員について、110人の有資格者を配置するなど、資格を取得した職員の積極的な活用を図った。 また、トラック運送事業に係る専門的知見を有する者、情報システム等工学系の者、計3名の経験者採用を実施した。 一方、被害者援護の分野においては、有資格者の活用、経験者採用とも事故防止の分野に比べて未だ十分とはいえず、さらなる取り組みが期待される。 19年度より機構全職員を対象に勤務評価を実施し、評価結果を勤勉手当・定期昇給に反映させることとした。勤務評価制度は、職員の士気高揚や上下関係の円滑化に資すると認識されている等、導	ドライブレコーダーの分析には、専門的なスキルをもった人材が不可欠であるため、今後、専門的な知見を有する人材の確保に努めることを期待する。

			入は順調である。 かかる組織風土の醸成は、内部統制にとっても、役職員倫理規程の整備（１５年１０月）、内部監査体制の整備と同様に重要であり、今後の努力を期待する。 また、職員の資質向上・育成のための研修については、特に事故防止の分野において最近の業務ニーズに対応するための専門知識や技術の取得等の研修を積極的に実施している。 なお、指導講習業務における講師の育成強化のため、適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化のため、被害者援護業務の質的向上等のための各種研修を実施している。	
（３）業務の運営の効率化 指導講習業務・適正診断業務 ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。	（３）業務の運営の効率化 指導講習業務・適正診断業務 ア 運行管理者等指導講習手帳のＩＣカード化に向けてのシステム構築を行い、一部支所において試験導入を行います。 また、効果的に適性診断業務を推進するため、省力化の検討及びITを活用した新適性診断システムの開発を行います。 （業務実績報告書Ｐ５参照）	1	新適性診断システムの開発に向けては、システム設計書に基づきプログラムのコーディング作業を終了し、順次開発中である。 しかしながら、運行管理者等指導講習手帳のＩＣカード化については、調査を実施した結果、現行の講習手帳の発行と比較しても事務作業の効率化が図れないこと、また、ＩＣカードのコスト高が予見されたこと等から費用対効果を踏まえて再検討されることとなったところである。 なお、この点については、経営判断として中期計画に基づく年度計画の軌道修正を行ったことを評価してもよいのではないかとの考え方もあり得たが、中期計画に基づく年度計画の実施状況を評価しないのであれば、年度計画のもつ意味が失われるとともに、客観的な評価も困難であるとの結論に至り、従って、本件については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると言い難いと評定した。	
イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取	イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPRを促進し、受講者、受診者の	3	指導講習受講者は対前年度比１５％増加し、適性診断受診者は対前年度比７％増加している。	

組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比4%）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標
--------------	--

拡大を図ります。また、一般講習、特別講習、初任・適齢・特定診断について、運輸局等との連携を強化し、受講漏れ、受診漏れをなくすようにします。

以上の措置を講じることにより、自己収入比率（注1）（平成19年度）について41%以上に引き上げます。

（注1）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）／総収入（＝総経費）

（業務実績報告書P7参照）

指導講習については、運行管理者補助者の専任規定の導入により基礎講習受講者の増が、適性診断については、日本郵政公社の民営化に伴う初任診断受診者の増が、受講者数、受診者数の増加に寄与していると考えられるが、同時に、機構の支所長等によるトップセールスのPR効果も認めることができ、両者相まって19年度の増加に結びついたものと評価することができる。

また、地方運輸局等との連絡協議会等を開催するなど連携の強化に努めていることも認められる。

受講者数・受診者数の伸び等によって、収入の増加が図られたことにより、自己収入比率は49.8%（指導講習50.2%、適性診断49.6%）となり、前年度（平成18年度）と比較して8.2%向上した。

	期間の最終年度までに11,300人(前期中期目標期間の実績(3年間)の平均比5%)以上増加させます。			
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。			
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。			
また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。 以上の措置を講ずること等により、自己収入比率(注1)について、中期中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。 (注1)自己収入比率=自己収入(手数料収入等)/総収入(=総経費)				
療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース(注2)により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース(注2)により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 (業務実績報告書P9参照)	3	タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表している。	
(注2)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	(注2)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関			
イ 療護施設が保有する高度先進	イ 療護施設が保有する高度先進		4 療護センターにおいて、対前年度(平	

医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度ごとに11,000件以上の外部検査を受託します。	医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。 (業務実績報告書P11参照)	4	成18年度)比0.2%増の12,551件のMRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査を受託した。 また、これら高度先進医療機器の有効活用を徹底するため、機構本部において、各療護センターごとに医療機器の活用状況を報告させるとともに、有効活用の推進を各療護センターに要請する等の取り組みを行っており、各療護センターごとにみても医療機器の利用促進が図られていると認めることができる。 なお、以上の取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっている。	
交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。	交通遺児等への生活資金の貸付 ア 債権回収経費等のコスト要因分析を行うため、業務内容及び経費の実態等を把握します。 (業務実績報告書P13参照)	3	債権回収の経費等に係るコスト要因の分析を行い、その結果、いずれの経費も債権回収業務に不可欠な経費と設定しているが、その理由、更なる縮減の可否等についても明らかにすべきである。 しかしながら、債権回収経費の削減については、整理合理化計画も踏まえた取り組みを行い、担当職員の主管支所への集約化を図ること等により、対前年度(平成18年度)比8.1%の経費削減を図っている。	
イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。	イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。 (業務実績報告書P15参照)	3	債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率91.0%を確保した。 また、債権回収マニュアルの徹底のみならず、被害者援護担当マネージャーを全主管支所に設けるなど、体制の見直しにまで取り組みが及んでいる。	
ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	3	債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。	

	(業務実績報告書 P 1 7 参照)		なお、貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成 1 9 年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が 5 2 . 6 億円、債権残額に占める割合が 3 8 . 4 % (平成 1 8 年度末に対して 3 . 3 ポイント増) となっている。その要因分析のため 1 9 年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権 2 7 4 件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため滞納しているものが 8 0 件であり、増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。 また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。 これらの取り組みは平成 2 0 年 1 月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっている。	
業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成 1 8 年度比で 1 5 % 程度に相当する額を削減します。	業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成 1 8 年度比で 7 % 程度に相当する額を削減します。 (業務実績報告書 P 1 9 参照)	4	業務運営の効率化を推進するとともに、徹底したペーパーレス化や電話料金の割引制度の活用、光熱水料の削減など既定経費の徹底した見直し等により経費削減に積極的に取り組んだ結果、対前年度（平成 1 8 年度）比で 1 0 . 0 % に相当する経費を削減している。	
イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成 1 8 年度比で 1 0 % 程度に相当する額を削減します。	イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成 1 8 年度比で 7 % 程度に相当する額を削減します。 (業務実績報告書 P 1 9 参照)	5	業務経費は、主として療護センターの運営、指導講習・適性診断、自動車アセスメント情報提供、交通遺児等への貸付、介護料支給などの各業務に係る経費であるが、これらの経費削減を図るため業務運営の効率化を推進するとともに、年度計画における削減計画（7 %）を大幅に上回る経費削減実績（対前年度予算比で	

			13.4%)を達成しており、療護センターの運営に係る経費(看護師等の人件費)の節減、一般競争入札の推進、物品等の調達にあたって過剰な仕様の排除など、業務全般にわたる既定経費の徹底した見直し等機構の積極的な取り組みや役職員のコスト意識の徹底を図ったことが相乗されて達成できたものと認められる。	
ウ 契約に関しては、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	ウ 契約に関しては、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。 (業務実績報告書P24参照)	3	少額随意契約の限度額引下げ(19年1月)の基準適用、19年12月策定の随意契約見直し計画の実行等により一般競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、19年度の契約状況は、次のとおりであり、対前年度比で一般競争入札の件数が35件から49件に増加する一方で、随意契約の件数が143件から111件に減少している。 ・一般競争入札(49件、総額10.5億円、1件当たり平均落札率83.9%) ・指名競争入札(実施していない) ・企画競争、公募(17件、総額1.4億円、1件当たり平均落札率93.9%) ・随意契約(111件、総額34.1億円、1件当たり契約金額の予定価格に対する平均率97.5%) ・19年度に随意契約から競争入札に移行した件数は12件となった。例としては、一般及び基礎講習用テキストの印刷が挙げられる。 また、ホームページによる入札結果や随意契約に係る情報の公表対象範囲等についても国の基準にならって拡充し(20年1月)、情報公開の充実を図った。	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			

(1) 指導講習業務・適性診断業務

受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。

(1) 指導講習業務・適性診断業務

運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境を適切に捉えた講習用テキストの改善や視聴覚教材等を作成します。

アイカメラシミュレータを用いた適性診断を実施します。

C G 映像を活用した新適性診断システムを開発します。

受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、遠隔地の事業者に貸出機器の利用促進を図ります。

管理者が行う適性診断結果を活用した乗務員指導の実施を支援するため、適性診断結果に反映した管理者用コメントを作成します。

受講需要に適切に対応した適性診断活用講座を開催するとともに、新たに同講座をステップアップ化した講座の検討を行います。

(業務実績報告書 P 2 6 参照)

3

指導講習の受講需要の増加に対応すべく、前年度(平成18年度)より55回増回し、全支所で947回実施している。これにより、受講者数は16,687名と対前年度比15%増加した。

講習用テキストについては、運輸安全マネジメントを含む行政の動向や最新情報を掲載し改善を図った。また、ドライブレコーダーの実事故記録映像を活用することにより、安全運転例を考える映像版の危険予知トレーニング(KYT)を作成する等の工夫も施している。

アイカメラシミュレータ(運転者自身の認知・判断の様態を観察し、その結果から、運転上の特性を運転者自身が把握することにより、未然に事故の防止を図る効果があると考えられる)を用いた適性診断については、アイカメラプログラムの不具合や利用者から得られた要望点を改善すべく、プログラムの修正に着手したが、19年度は担当職員を対象とした操作研修を実施するにとどまっている。

C G 映像を活用した新適性診断システムについては、トラック、バス、タクシーの3業態別にC G シミュレーション映像を活用し、運転ぶりをデータ化し適性診断するプログラムの開発を行っている。

貸出機器の利用促進については、平成19年度は約200台の貸出機器が稼働しており、利用促進を図ったことにより、貸出機器利用による受診者数は、年間5万人を超え、一般診断受診者の21%を占めるようになる等効果が現れている。

適性診断結果に基づく、安全運転指導をよりの確に行うため、指導ポイントを明確にした管理者用コメントを作成し、20年度から新診断システムにおいて採用している。

			適性診断活用講座のステップアップ化の検討については、検討を行った結果、若年・高齢ドライバーの特性、運転者への助言・指導等について理論編、実習編に分けた講座の実施などが図られている。 以上アイカメラシミュレータは計画変更となったものの他の事項は順調に進められている。	
行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。	自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサルティング等を実施するとともに、安全マネジメントに関する講習及びドライブレコーダー、デジタル式タコグラフに関する講習を開催します。 (業務実績報告書 P 3 0 参照)	3	自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサルティングを全国で 2 6 件実施した。 また、安全マネジメント講習会については、平成 1 8 年度は主管支所のみで実施していたが、1 9 年度から全国 5 0 支所において実施することとし、計 1 0 8 回開催した。 さらにデジタル式タコグラフ・ドライブレコーダー講習会を機器の普及状況を踏まえて増回し全国 5 0 支所で 1 0 8 回開催した。	
以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する 5 段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4 . 0 以上とします。	以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する 5 段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成 1 9 年度)について、4 . 0 以上とします。 (業務実績報告書 P 3 2 参照)	2	安全対策への支援効果に関する指導講習受講者の評価度については、前年度(平成 1 8 年度)より平均で 0 . 0 2 ポイント低下したが、平均 4 . 3 8 の評価を得た。 また、適性診断受診者の評価度については、前年度より平均で 0 . 0 4 ポイント低下したが、平均 4 . 1 7 の評価を得た。 さらに事業者の評価度については、前年度より 0 . 0 8 ポイント低下したが、4 . 1 5 の評価を得た。	
(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 新たに実施機関になろうとする	(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 新たに実施機関になろうとする	4	新たに実施機関になろうとする団体等	

民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。	民間団体等への機構の診断機器等の提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。 (業務実績報告書P38参照)		に研修を実施した。(5団体6名等) 貸出用自動適性診断機器を新たに認定機関になろうとする団体(1台)及び外部の認定機関(1台)へ貸出した。 新たに認定機関になろうとする団体への積極的支援を行い、1団体が認定を受けるに至った。 今後ともこのような団体等に対する支援を期待する。	
(3)療護施設の設置・運営 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム(注3)、プライマリー・ナーシング(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。 (注3)病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4)継続した受持看護方式 (注5)一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6)患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家	(3)療護施設の設置・運営 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム(注3)、プライマリー・ナーシング(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、19年度中の脱却(注5)者の総数を15人以上とするとともに、機構の統一スコアによる患者の治療改善度の検証を行います。またメディカルソーシャルワーカー(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化します。 (業務実績報告書P39) (注3)病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4)継続した受持看護方式 (注5)一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6)患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家	4	遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施して、19年度は目標を大きく上回る27人が脱却するに至っている。 また、4療護センターで統一スコアを策定し、患者の治療改善度の検証を統一に行っている。 さらに、4療護センターのメディカルソーシャルワーカーは、転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を5,596件(前年度は4,125件)行い、支援の強化を図った。	
治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等より、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリ	設備の更新計画に基づき、東北療護センターの脳磁計(MEG)を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等より、高度先進医療機器を活用した医療	3	東北療護センターの脳磁計(MEG)の更新については、平成20年3月までに機器の納入がなされたが、臨床試験の結果、性能・機能要件を満たしていない項目があったことから、一部ソフトウェアの修復のため、年度内に仕様書に基づ	

ーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。	技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。 (業務実績報告書 P 4 1 参照)		く竣工検査を完了することができず、履行期限を延期した(なお、本件は平成 20 年 6 月 23 日に竣工検査を完了した)。適正な機器更新のためには止むを得なかったと考えられるものの、今後は、仕様内容を早めに固め、できるだけ早期に機器の導入を図るべく努力することも必要と考える。 4 療護センターのノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。 さらに、4 療護センターにおいて、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会等を定期的に開催するなど職場内研修を実施するとともに、センター長、総看護師長会議等を年 2 回開催し、治療、看護やりハビリ、生活支援等について情報交換、業務検討を行った。
療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年 15 件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。	療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年 15 件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また一般病院に療護施設機能の一部について委託を行うための看護師等に対する研修も併せて行います。 (業務実績報告書 P 4 3 参照)	3 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、26 件の研究成果を発表した。 また、部外医師、看護師等に対する研修として短期入院協力病院のうち 4 病院 20 名に対し、岡山療護センターにおいて、実務研修を実施した。 さらに療護施設機能の一部の委託先病院の医師、看護師、療法士等に対し、東北療護センター及び岡山療護センターにおいて研修を実施した。	
地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。	療護施設機能の一部を一般病院に委託するため、委託基準及び委託先病院選定基準を作成し、公募により委託先病院を選定する。また、委託先病院への遷延性意識障害者の受け入れを行い、適切な治療・看護を行います。	4 本件は初めての試みであったが、予定したスケジュール通り、委託基準及び委託先病院選定基準を作成後、公募入札により所定の医療水準を満たす委託先病院を選定することができた。 北海道地区は 19 年 12 月 1 日から、九州地区は 19 年 12 月 13 日から患者	

	(業務実績報告書 P 4 7 参照)		受入を開始して、治療・看護を行っており、病床も順調に増床している。	
(4) 介護料支給等支援業務 重度後遺障害者に対して被害者の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。 また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。	(4) 介護料支給等支援業務 被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給等の見直しを行い、介護料支給対象品目を追加するとともに、短期入院費用の助成について利用要件の緩和を図ります。 また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者（在宅介護に限る。）に対する在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。 さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。 (業務実績報告書 P 4 9 参照)	2	被害者家族のニーズの高かった介護用品（紙オムツ、尿取りパッド、痰吸引力ターテル）を新たに介護料支給対象品目に追加した。 短期入院の助成について「1回の入院が2日以上14日以内」を緩和し、1回の入院期間が14日を超えた場合であっても、1日当たり10,000円を上限とし、年間30日以内の範囲で助成することとし、要件の緩和を図っている。 また、各主管支所に設置している介護相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する相談支援及び知識の提供を1,814件行った。 また、各支所において、被害者援護の拡充を図るため介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを19年度から開始したが、初年度ということもあって計画通りには捗らなかった。この取り組みは被害者の精神的ケア、実情把握を図る上でも重要と考えられるので、更なる努力が期待される。 なお、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報について、ニーズの高い内容（病状、健康の変化及び介護方法）をテーマに機関誌「ほほえみ」に掲載するとともに、ホームページに「在宅介護におけるQ & A」を掲載し発信した。	
の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。	以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成19年度）について4.0を目標とします。 (業務実績報告書 P 5 6 参照)	3	重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度については、4.27（前回3.66）である。	

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。 また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。	(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 被害者のニーズに応じた一部立替貸付等の見直しを検討します。また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。 さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。 (業務実績報告書 P 5 8 参照)	4	一部立替貸付等については、保険金の推定額または推定保障金の認定情報を早期に得ることが困難であることが判明したことから、今後も債権回収のリスクを抑制しつつ、他の方策についても検討を進めることとした。 また、家庭相談員を対象として、被害者への適切な助言を行うための基礎的知識や、心の悩みを持つ相談者への対処法などの習得及び意見交換等を内容とした研修を実施し、資質の向上を図った。 さらに、交通遺児等や保護者の交流の場である「友の会」を運営し、特に被害者家族同士のコミュニケーションをより一層図った集いとして、19の支所において初めての企画として1泊2日による「友の会の集い」を実施し、463人が参加し好評を得た。	
の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。	の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度(平成19年度)について、4.0以上とします。 (業務実績報告書 P 6 2 参照)	3	被害者に対する精神的支援に関する評価度については、前年度(平成18年度)と比較して0.2ポイント向上させ、4.37(前回4.17)の評価を得た。	
(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。	(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。 また、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。 (業務実績報告書 P 6 4 参照)	4	平成19年10月より、自動車事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ、各種相談機関の窓口の紹介、並びに、交通遺児等への無利子貸付、介護料の支給及び療護施設など機構の業務について案内する情報提供サービス(N A S V A 交通事故被害者ホットライン)の運用を開始した。また、以後、政府広報はじめ関係各種団体へのリーフレットの配布、機関誌への掲載等の周知広報活動を積極	

			的に展開している。 また、従事する者に対して機構の業務や自賠責制度に関する研修を実施するとともに、本部関係職員に対してオペレータからの電話転送に関する処理方法に関する実務研修を実施する等質の向上にも取り組んでいると認められる。今後、提供する情報の充実、相談内容の充実が一層図られるよう期待したい。	
(7) 自動車アセスメント情報提供業務 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。 これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の数（注 7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。 （注 7）総合評価の得点率をの数 6 段階で表示	(7) 自動車アセスメント情報提供業務 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。 これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の数（注 7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。 （業務実績報告書 P 6 7 参照） （注 7）総合評価の得点率をの数 6 段階で表示	4	平成 19 年度の自動車アセスメント試験では、乗員保護性能に関しては、後継車種（9 車種）について評価指標の平均値が、旧車種の評価指数の平均値以上となった（運転席は 5.22→5.89 と 0.67 ポイントの向上、助手席は 5.22→5.78 と 0.56 ポイントの向上）。 なお、歩行者頭部保護性能に関しては、過去に歩行者頭部保護性能試験を実施した車種の後継車種が未だないことから、19 年度に実施した 15 車種に係る歩行者頭部保護性能試験結果を含め、過去 5 年間について比較したところ、レベル 1、2 の車が減少したほか、平成 18 年度に引き続きレベル 5 の車が出るなど安全性の向上が見られる。	
パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。	わかりやすい情報の提供 ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。 イ よりわかりやすくホームページを改善します。 ウ 自動車アセスメント試験結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリの発表をします。 エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等ユーザ	3	パンフレットについては、車種毎の評価を見やすいようにまとめて配置するとともに、文字や写真サイズを拡大した。また、普及が望まれる横滑り防止装置等の予防安全装置について、装備状況を掲載した。 よりわかりやすくホームページを改善することについては、自動車メーカーの安全技術紹介ページとのリンクの作成、「よくある質問」に新規項目を追加して	

	ーに対しわかりやすい情報提供を行います。 オ モーターショーへ出展します。 (業務実績報告書 P 6 9 参照)		いる。 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、自動車アセスメントグランプリの表彰を行っているが、さらにユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うことについては、メディアに対して衝突安全性能試験の公開試験を実施し、新聞、雑誌、Web などにおいて幅広く取り上げられた。また、ユーザーニーズを踏まえて、携帯サイトを開設した。 19 年 11 月に開催された大阪モーターショーへの試験車両の展示等、19 年 12 月に開催された仙台モーターショーでの自動車アセスメントの紹介等を実施した。	
以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する 5 段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.0 以上とします。	以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する 5 段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度(19 年度)について、4.0 以上とします。 (業務実績報告書 P 7 9 参照)	3	ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、平成 18 年度と比較して、0.09 ポイント上回り 4.12 の評価を得た。	
予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。 また、後遺障害者数が多い実態	調査研究の実施 ア 乗員の側面衝突時の頭部傷害による死亡重傷率を低減させるため調査研究を行います。 イ むち打ち保護性能試験の試験方法について調査研究を行いま	3	側面衝突時の頭部保護性能改善方策として有効なカーテンエアバッグの普及促進のため、アセスメント試験・評価方法等について調査研究を行った。その結果、20 年度より一定の要件を満足するカー	

を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。	す。 ウ 歩行者脚部保護性能試験導入のための基礎調査を実施します。 エ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。 オ 総合評価以降に実施した試験対象車種の事故データを調査・収集するとともに、当該車種の傷害部位別前面衝突安全性能評価結果との相関関係を解析します。 (業務実績報告書P80参照)		
専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。	海外の関係機関との情報交換等 ア 海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加し、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。 イ 世界NCAP会議の結果を踏まえ、アジア諸外国におけるアセスメント事業との連携を図ります。 ウ 海外のアセスメント実施機関等とむち打ち保護性能試験につ	3 平成19年6月19日にフランスで開催されたESV会議(自動車安全技術に関する会議)に出席し、実事故データと自動車アセスメントの歩行者頭部保護性能評価結果との相関分析を発表した。また6月21日にフランスで開催された世界NCAP会議に出席し、実事故データとブレーキアセスメント結果の相関分析等を発表するとともに、メディア戦略について意見交換を行った。 また、各国とアジア諸外国との連携を図るため、韓国、中国、インド等のアジアのアセスメント実施機関とアセスメン	

	いて意見交換を行います。 (業務実績報告書P82参照)		ト事業の連携について情報交換を行った。特に世界NCAP会議の際は、韓国の実施機関と新たなアセスメント試験の導入スケジュール等について意見交換を行った。 さらに、ESV会議及び世界NCAP会議の機会を捉え、頸部保護性能試験に関する情報交換等を行った。 このように諸外国の自動車アセスメント実施機関と積極的な情報交換等を実施している。	
業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 (業務実績報告書P86参照)	3	タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表している。	
(8)自動車事故対策に関する広報活動 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。	(8)自動車事故対策に関する広報活動 後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、交通安全フェア等各種イベントへの参画、国・地方公共団体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関(者)への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。 (業務実績報告書P88参照)	3	「交通安全フェア」等の展示会に出展し、参加体験型として運転適性診断を実施するとともに会場で自動車アセスメント等を紹介したビデオの放映、療護センター等に関するパネル展示、ポスター掲示、リーフレット配布等により機構及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行い、広報に努めている。さらに後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶についても指導講習等で周知を図っている。	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を策定します。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 (業務実績報告書P91参照)	3	中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っている。 なお、当期純利益71百万円の発生要	

			因のうち、プラスの特殊要因である繰越積立金取崩額47百万円を除いた当期純利益は24百万円であるが、貸付事業の余剰資金を国債等の有価証券で適切に運用し、貸倒引当金繰入等の費用を賄った結果、プラスとなったものと認められる。	
4．短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。	4．短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。 (業務実績報告書P96参照)	-	平成19年度は該当なし。	
5．重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5．重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし (業務実績報告書P97参照)	-	平成19年度は該当なし。	
6．剰余金の使途 利用者サービス充実のための環境の整備 職員研修の充実	6．剰余金の使途 利用者サービス充実のための環境の整備 職員研修の充実 (業務実績報告書P98参照)	-	平成19年度は該当なし。	
7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)施設及び設備に関する計画	7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)施設及び設備に関する計画 (業務実績報告書P99参照)	2	東北療護センターの脳磁計(MEG)の更新については、20年3月24日に実施したところ、性能・機能に関する要件において仕様書に記載された要件を満たしていない項目があり、ソフトウェアの修復を要することから、年度内に竣工検査を完了することができなかった。 その後、国における施設整備費補助金の次年度への繰越承認手続きを経た上で、納入期日の延期を承認した。その後本件は20年6月23日に竣工検査を完了した。 今回の履行期限の遅れは不測の事態と見ることもできなくはないが、今後は、仕様内容を早めに固め、できるだけ早期に機器の導入を図るべく努力をすることも必要と考える。	
(2)人事に関する計画 人件費(退職手当等を除く)に	(2)人事に関する計画 人件費(退職手当等を除く。)	3	国家公務員の給与構造改革を踏まえた	

については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）等に基づき、平成２２年度末までに平成１７年度比で５％以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続します。 〔参考〕 １）期初の常勤職員数 ３３４人 ２）期末の常勤職員見込み ３３４人	については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）等に基づき、平成１８年度比３％以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 （業務実績報告書Ｐ１０２参照）	給与体系の見直し効果等により、前年度（１８年度）予算に比して３．７％の人件費削減を図った。 また、管理職員数の削減（１９４人→１７９人▲１５人）を実施した。 人件費の削減については、計画値を０．７％上回ったが、対国家公務員指数（ラスパイレス指数）においては、依然として国家公務員の水準を上回っていることから適正化に向けた取り組みを計画的に実施すべきである。	
---	---	---	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- ５点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- ４点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- ３点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- ２点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- １点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・５点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評 定 理 由
	○			各項目の合計点数 = 110 項目数 (35) × 3 = 105 下記公式 = 105 %

< 記入要領 >

- ・ 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 120 % 以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 100 % 以上 120 % 未満である場合には、「順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 80 % 以上 100 % 未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数) が 80 % 未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総 合 評 価

（法人の業務の実績）

独立行政法人自動車事故対策機構は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第二期中期目標期間の初年度である平成 19 年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

特に運転適性診断の IT 化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う新たな相談窓口の開設など被害者支援の充実を進めた。これらの取り組みを通じた平成 19 年度の業務運営は、順調であると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、今後更なる要員配置の見直しを進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
- ・ 一般病院への療護施設機能の一部委託が開始され、療護施設機能が拡充されたところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待する。
- ・ 自動車アセスメント事業については、自動車ユーザーが試験結果をさらに効果的に活用できるよう戦略的な広報に努めるべきである。
- ・ 環境負荷の低減を図るため、環境マネジメントの視点を業務運営に取り入れることを期待する。

（その他推奨事例等）

- ・積極的な広報を実施するにあたり、広報プロジェクトチームを立ち上げ、広報の現状と課題の分析、効果的な広報の実施を検討するために機構の使命を明確にした宣言文及び行動指針等の策定を行うとともに、ホームページへの掲載など対外的なPRを実施し、また、機構パンフレットの全面改訂を実施するなど広報活動の充実を図る等の活動を行った。